

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	裁判員制度と殺人罪・死刑判決：日米刑事司法比較研究の試み(1)
Author	勝田, 卓也
Citation	大阪市立大学法学雑誌. 66 卷 1-2 号, p.362-323.
Issue Date	2020-03
ISSN	0441-0351
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学法学会
Description	高橋眞教授・吉井敦子教授退任惜別記念号
DOI	10.24544/ocu.20210413-006

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

裁判員制度と殺人罪・死刑判決： 日米刑事司法比較研究の試み（1）*

勝 田 卓 也

目 次

はじめに

I. 裁判員裁判の目的

A. 市民参加と冤罪

1. 独立評決

2. 権利の放棄

B. 市民参加と民主主義

C. 意見書の基本的構想

D. 論点整理

E. 法曹三者の立場

II. 死刑判決数の日米比較

A. 減少傾向の背後にある相違点

B. 被害者数という視点

* 本稿は、2016年6月にニューオーリンズにおいて開催された Law and Society Association Annual Meeting での1つのセッション (Popular Decision on the Death Penalty: Saiban-in and Death Sentencing in Japan) における筆者の報告 Death Sentencing Comparing with Saiban-in and American Jury を基礎とする。同じ立場で報告した方々や類似した立場で参加された方々 (丸田隆, 四宮啓, 西村健, 岩田太, Demitri Vanoverbeke 及び Valerie Hans) に謝意を表す。諸般の事情により、本稿を公表するまでにおよそ4年を要した。2006年から2015年までの10年間を死刑判決数の比較のための調査対象期間としたことには、報告時にはそれなりの理由があったこと、そしてこの10年という期間が、裁判員裁判が開始された2009年をほぼ中間としていることをお断りしておく。本稿の草稿に貴重なコメントを下された阿部昌樹教授に感謝する。

- C. 死刑州の中の日本
 - 1. 死刑判決数ランキング
 - 2. 殺人被害者数ランキングと死刑判決一件当たりの被害者数ランキング
 - D. 答弁取引の有無（以上本号）
 - III. 裁判員裁判と殺人事件の処理
 - A. 裁判員制度の導入
 - B. 検察官の支配
 - 1. 有罪率
 - 2. 量刑
 - C. 殺人事件の起訴率の低下
 - D. 不起訴の内訳
 - E. 既遂と未遂の区別
 - F. 裁判員裁判以外の変化
 - G. 裁判員裁判の減少
 - 1. 検察側の事情：有罪率の維持
 - 2. 裁判所の事情：理解の増進
 - 3. アメリカで選出される陪審員
 - H. 小 括
 - IV. 示 唆
- おわりに

はじめに

2009年に裁判員制度の運用が開始されてからおよそ10年が経過した。司法制度改革の目玉である裁判員制度は一般市民やメディアからも大きな注目を集め、すでに1万件以上の刑事事件が裁判員裁判によって処理されている¹⁾。裁判員裁判によって日本の刑事司法はどのように変わったのであろうか。本稿は、こ

1) 2019年8月末時点で、12418名が裁判員裁判の終局人員とされる。「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和元年8月末・速報）」2頁（表2庁別の新受人員、終局人員及び未済人員の推移）(http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/r1_8_saibaninsokuhou.pdf（2019年11月12日最終検索））。

の重要な問題を検討する1つの試みである。ただ、この問題を網羅的・包括的に扱うことは困難でもあるし、筆者の力量では平板で印象の薄いものになってしまいそうである。そこで本稿では、素材を限定した上で、部分的にはアメリカ法研究者の立場からの視点を通してこの問題にアプローチすることにした。

裁判員裁判は死刑または無期の刑が科されうる重大な犯罪についてのみ実施される。裁判員裁判が有罪率²⁾の点で日本の刑事裁判にほとんど何らの違いをもたらさなかったことは明白である。日本の刑事裁判では裁判員制度導入後も99%以上で有罪判決が下される。他方で、裁判員制度の導入後、量刑のあり方に若干の変化が生じたことが報告されている。また、因果関係は明らかにできないが、裁判員制度の導入後、死刑判決は減少している。また、本稿で明らかにするとおり、死刑を科しうる犯罪である殺人の起訴率は顕著に低下している。こうした変化の背景にある事情を検討することによって、日本の刑事司法の特徴が浮かび上がることが期待される。

本稿は、裁判員裁判による死刑判決を題材として日本の刑事司法の特徴を描きしようとするものであるが、そのために、最近のアメリカにおける死刑をめぐる動向を——部分的に——比較対象とする。その理由は主として3つある。第1に、日本とアメリカの刑事司法には当事者主義や市民参加のように共通する部分もあるが、市民参加のあり方や答弁取引のあり方のように、根本的に異なる部分もかなりある。類似点と相違点を確認することにより、日本の刑事司法の現状を相対化し、より良く理解することが可能となる³⁾。第2に、死刑制度そのものへの批判が強まりつつある世界において、通常犯罪に対する死刑を

2) 有罪率という言葉は、安直に用いるべきではないかもしれない。というのも、起訴された事件がすべて有罪または無罪の判決に到達するわけではないからである。厳密には無罪率が極端に低いと言うべきなのかもしれない。にもかかわらず、有罪率という言葉を用いることによって日本の刑事裁判の特徴を簡潔に言い表すことができることには基本的に間違いはないと思われるので、本稿ではこの言葉を用いることにする。

3) ただ、アメリカにおける陪審と死刑の問題は非常に広範に及ぶため、これを包括的に紹介したり、検討したりすることはできない。アメリカにおける死刑陪審については、岩田 2009 を参照。

維持し、比較的頻繁に宣告・執行しているのは、(いわゆる)先進国では日本とアメリカだけである。こうした状況においては、日米両国における殺人・死刑に関わる刑事司法の現状を、市民参加のあり方を踏まえた上で比較することには一定の意味がある。

第3に、日本で司法制度改革審議会が裁判員制度の基本的な制度設計を行った際には、アメリカの陪審制度の普遍的な妥当性をめぐって興味深い議論が展開された。裁判官から独立した市民が有罪無罪の判断を行うアメリカの陪審制度は市民の司法参加のあり方として、長年にわたって1つの重要なモデルを提供してきた。冤罪を防止して、司法を民主化するためにはアメリカ型の陪審制度を採用する必要があるという認識があったのである。司法制度改革審議会という法改革の実践的な場面において、アメリカ陪審制度の日本への妥当性が試されたのである。審議会ではアメリカ型の市民参加モデルを支持する委員とこれに反対する委員との間で激しい議論が展開されたが、結果としては市民と裁判官が協働して事実認定と量刑判断を行う裁判員制度が構想された。裁判員裁判の現状をアメリカ法に照らして探ることによって、審議会以降の裁判員裁判のアメリカ法との距離を再確認することが可能となる。

本稿はこうした問題関心から、裁判員裁判における死刑判決に関わる問題を検討する。本稿では、裁判員裁判による死刑判決を対象とするが、死刑が宣告されたか、求刑された事件だけを対象とするのではなく、むしろ殺人罪全般についての一般的・周辺的なデータを扱う。その理由は主として、日本の司法統計が殺人既遂と殺人未遂を区別していないことと、裁判員裁判についてのデータが、本稿が問題視する起訴率との関係では、必ずしも整理されていないことにある⁴⁾。また、本稿では日米で公表されている各種統計を用いる。日米間の数値を比較することについては、統計の趣旨や背景事情の相違があることは当

4) また、一般的な司法統計ではいわゆる強盗殺人は特定されることなく強盗致死傷の一部として扱われている。死刑判決に至る各アクターの行動を直接的に分析するためには、殺人既遂と強盗致死だけについての各種の数値が必要だが、そうした分析ができない場面がかなり多い。

然である。こうした問題については資料を参照する箇所でも適宜説明する。

本稿は、まず司法制度改革における議論から、裁判員制度の趣旨とありえた制度設計についての論点を整理した上で、裁判員制度の制度目的についての法曹三者の理解を確認する（Ⅰ）。次に、死刑判決に関する日米の基本的なデータを参照し、殺人の被害者数を基礎とした場合、アメリカよりもむしろ日本の方が多くの死刑判決を下す傾向にあることを確認する（Ⅱ）。裁判員制度開始前後の10年間における殺人についての数値を整理して、有罪率や量刑の傾向にはほとんど変化は見られないが、起訴率が顕著に低下していることと、不起訴処分の内訳に相当な変化があることを明らかにする。さらに、殺人の起訴率が低下した原因について考察する（Ⅲ）。最後に、アメリカの刑事司法との比較法的な視座も踏まえつつ、本稿で扱ったデータ等からの知見を整理する（Ⅳ）⁵⁾。

Ⅰ. 裁判員裁判の目的

裁判員裁判の目的は、2004年に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」において「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること」（第1条）とされている。裁判員制度導入以前から司法への市民参加を求めていた者の少なくとも一部は、国民の理解と信頼という制度目的には違和感を覚えるに違いない。特にアメリカ型の陪審制度を支持する者は、市民参加による有罪率の低下を期待していたかもしれない。司法制度改革審議会における裁判員制度の構想という具体的な状況を意識しつつ、しかし同時に、刑事司

5) なお、裁判員裁判の運用が始まってから10年を経過したこともあり、2019年には裁判員制度に関する研究が相当数公表された。それらの多くは、公判そのもののあり方、公判前の争点整理のあり方など、実務的な側面に焦点を当てているように思われる。本稿はこうした問題を中心に扱うものではないが、その重要性を軽視しているわけではない。本稿は、アメリカ法を1つの比較対象としつつ、裁判員制度については比較的視性の低い問題に焦点を当てることによって、その特徴を描写しようとするものである。

法への市民の直接参加という、より大きな文脈も踏まえながら、裁判員裁判の目的として、国民の理解と信頼が重視された意味を整理しておきたい。

日本では旧陪審法が停止されてから、市民が有罪無罪の判断に関与することはなかった。日本の裁判官は刑事裁判において高い水準で均質的な公判を実践してきたという評価が一般的であると思われる。しかし、日本でも市民参加を求める声が多くなかったわけではない。ただ、なぜ市民の刑事裁判への関与が求められるのかについては様々な考え方がありうる。市民参加の意義は、冤罪の防止と民主主義的意義の2つに整理して良いように思われる。

A. 市民参加と冤罪

戦後の日本において刑事裁判への市民の直接的な参加を求める直接的な契機が、冤罪の防止にあったことは否定できない。日本の刑事司法が全体として適切に機能していたとしても、明らかになったいくつかの悲惨な冤罪事件は、裁判官ではなく市民が事実認定を行えば防げていたのではないかという観点から、刑事司法への市民参加を求める声があげられた。こうした主張の背景には、職務として日常的に犯罪者とされる被告人と接触している上に、エリートであるがゆえに人生経験において被告人と共有する部分の少ない裁判官の判断と、そうした裁判官よりも被告人の訴えを真摯に受け止めることのできる市民の判断との間には有意な違いがあるはずだという想定がある。つまりは、プロである裁判官と素人である市民とは異なる判断を行うことが想定されており、この考えを突き詰めれば、冤罪を防止するためには刑事司法への市民の直接的な参加が有効だということになる⁶⁾。

この想定は、模擬裁判やアンケートといった実証的な方法によってある程度裏付けられるものではあったにせよ⁷⁾、国民の多くの理解や支持を得るところ

6) こうした見方として、たとえば、澤登 1984 を参照。

7) 模擬陪審の試みとして、たとえば、棚瀬 2003 がある。この模擬裁判で用いられたシナリオはアメリカのものであるが、被験者は日本人である。模擬陪審の結果、

までは行かなかった。その背後には、刑事司法に非常に強い問題意識を持つ国民が必ずしも多くはないという、それ自体もしかすると非常に幸福な事情があったのかもしれない。あるいは多少は冤罪事件が生じてもそれは制度を運用する以上は容認せざるをえない現象であって、犯罪者に対しては基本的に厳しい立場で望むべきであるという、見方によっては反動的な考えが支配的だったのかもしれない。

有罪の者を逃すことがあっても無辜を罰することがあってはならないという命題に対して日本の国民が全体としてどのような立場をとっているのかといった実証困難な問題は別として、司法制度改革審議会における市民参加の制度設計の場面において、市民参加によって裁判の結果が違うものになりうるという問題に関連して、さしあたり独立評決の妥当性と有罪答弁による事実審理の回避の是非という2つの重要な論点が扱われたことを確認したい。

1. 独立評決

第1の論点は、市民が裁判官から独立して判断を下すのか、それとも市民と裁判官とが協働して判断を下すのかという、いわゆる独立評決の妥当性をめぐめるものである。この論点をめぐってどのような議論がありうるのかは、比較的明瞭である。市民参加が結果の違いをもたらすべきであるならば、裁判官からの影響を受けない独立評決制度を採用すべきであり、違いをもたらすべきではないのであれば、裁判官と市民が合議体を構成すべきである。実際、司法制度改革審議会における議論では、独立評決の是非が議論的になった。

司法制度改革審議会には、市民参加のあり方について外部有識者ないし実務法曹が意見を陳述する機会が2回あった。最初の機会（2000年9月12日開催の第30回審議会）には法曹三者が意見を表明した。法曹三者のうち、市民が裁判官から独立して評議を行うアメリカ型の陪審制度への支持を表明したのは日弁連であり、最高裁と法務省はこれに対して反対を表明した。裁判官による裁判

↘ 法律家と非法律家である市民との間で、有罪・無罪の心証形成の傾向は（棚瀬自身は慎重に分析しているが）はっきりと異なっている（棚瀬 2003: 154）。

で無罪判決がほとんどないことを踏まえれば、法務省が市民参加によって裁判の結果に有意な違いをもたらすべきであるという立場をとる理由は考えにくい。最高裁がそのような立場をとることは、裁判官による裁判を否定することになるので、本質的にありえない⁸⁾。他方、刑事裁判でほとんど無罪判決を勝ち取ることができない日弁連には、独立評決制度によって裁判の結果を変えるべきであると主張するインセンティブがある。このように考えれば、法曹三者のうち日弁連だけがアメリカ陪審制度への支持を表明したことは、いささか図式的ではあるが、理解しやすい。

2001年1月9日に開催された第43回審議会においては、3名の学識経験者が審議会に招かれた⁹⁾。審議会で意見を表明した学識経験者は、藤倉皓一郎（英米法）、三谷太一郎（政治学）、そして松尾浩也（刑事訴訟法）である。このうち藤倉は、第30回審議会における最高裁によるアメリカの陪審制度に対する否定的な評価の論拠を厳しく批判した上で、アメリカの陪審審理の手続的な仕組みが真実を発見するために普遍的な価値を有するなどとして、アメリカ型の陪審のあり方を擁護した。三谷は裁判制度というよりもむしろ政治的な制度として、古今の著名な知識人の陪審論を紹介する。三谷は陪審が専門家に対するシビリアン・コントロールの役割を担うという議論に関する質疑応答において、「私は陪審だけがシビリアン・コントロールの役割を果たし得るとは必ずしも考えません。勿論、参審についてもそういう考えはあり得ると思いますけれども、陪審については特にそういうことが言えるのではないか¹⁰⁾と述べている。これは、市民が裁判官とは異なる判断を行うことの意義について示唆的な発言と理解しうる。他方、松尾はアメリカの刑事政策が全体としてひどく失敗していることを理由として、アメリカ型の陪審制度の採用に慎重な立場を明らかに

8) 裁判員制度が開始されてから公表された論考において、ある裁判官経験者は「裁判員制度の刑事裁判への導入には、筆者や多くの刑事裁判官には違和感があった」と述べている（龍岡 2016: 139）。

9) 第43回司法制度改革審議会議事録 (<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/dai43/43gijiroku.html> (2019年11月12日最終検索))。

10) 同上。

した。藤倉と三谷のアメリカ型陪審制度へのシンパシーは隠しようもなかったが、彼らは裁判官による裁判の結果が間違っているから市民参加によって正すべきであるというような主張はせずに、アメリカ型の陪審審理が有する手続的な価値や、司法制度の枠を超えた政治制度としての意義といった、より高次の視点からそれぞれの見解を表明した。

2. 権利の放棄

第2の論点は被告人による権利の放棄を認めるかどうかである。この論点は独立評決制度よりも見えにくい、その重要性は決して小さくない。

市民参加の意義が冤罪の防止であれば、裁判員裁判を被告人の選択により拒絶できるという制度設計がありうる。被告人自身に選択権を与えさえすれば確実に冤罪を防止できるわけではないこと、冤罪は被告人だけの問題ではなく冤罪を生じさせる刑事裁判は社会全体にとっても望ましいものではないことなど、一定の留保は必要であるが、冤罪防止が目的であれば、裁判員裁判を受ける権利を被告人が放棄して、裁判官による裁判を選択できるようにすれば、大きな問題はないと考えることもできる。しかし、裁判員制度においては、被告人が権利を放棄できない制度設計が採用された。この選択は、冤罪の防止が裁判員裁判の主要な目的ではないのは当然として、ある程度大きな意味を持つ論点ですらなかったことを裏付ける。

アメリカで陪審裁判は誰のためのものであると考えられているのであろうか。アメリカ合衆国憲法第6修正は、犯罪の行われた州及び地域の公平な陪審による審理を受ける権利を被告人に保障する¹¹⁾。アメリカはその歴史と伝統から、市民が裁判官から独立して有罪無罪を判断する陪審制度を市民が強く支持していると考えられているが、20世紀以降、答弁取引の普及や量刑制度の変容と

11) 成立時の合衆国憲法第3編3項に「すべての犯罪の公判は陪審によって行われなければならない。公判は、その犯罪が行われた州でなされなければならない」という条文があるが、合衆国憲法成立当時にも、第6修正が成立した当時にも想定されていなかった答弁取引が一般化した後に、第3編3項が第6修正の陪審審理を受ける権利の放棄に歯止めをかけることはなかった。

いった要因によって刑事裁判において陪審審理が実施される割合が著しく低下している。現在では州裁判所の重罪事件の有罪判決のうち、陪審審理を経たものはわずかに2%でしかない。残り98%のうち裁判官による裁判が3%で、95%は有罪答弁によって有罪判決に到達している¹²⁾。有罪答弁による有罪判決の割合が1960年代初めには3分の2程度でしかなかったことを踏まえると¹³⁾、この数十年間のうちに陪審審理は驚くほどのスピードで減少していることがわかる。

陪審審理を受ける権利が憲法によって保障されていて、市民が陪審に高い信頼を寄せるというアメリカの刑事司法における市民参加のイメージと、重罪事件の処理プロセスにおいて陪審審理がむしろ例外でしかないという現実との間のギャップは非常に大きい。アメリカにおいて陪審審理が例外的なものになってしまった要因としては、厳罰化による答弁取引の増加や陪審審理の手続的コストの上昇等が指摘されているが¹⁴⁾、本稿の視点からは、刑事被告人の権利として陪審審理を保障するという構造こそが強調されるべきである。市民参加が当事者の権利であるならば、当事者がその権利を放棄すれば市民が参加する必要はないということになる。コストの高い陪審審理を回避することができれば、より多くの事件を小さなコストで処理しうる。憲法起草者が知っていたはずもない量刑制度や答弁取引が陪審審理の減少を促し、建国期の理念と現代アメリカにおける刑事司法の実態との乖離が大きくなったのである。

裁判員制度においては、市民参加を被告人の権利として位置付けない制度設計が採用された。司法制度改革審議会は、裁判員裁判が個々の被告人のためのものであるというよりは、国民一般にとってあるいは裁判制度として重要な意義を有するが故に導入するものである以上、訴訟の一方当事者である被告人が、裁判員の参加した裁判体による裁判を受けることを辞退して裁判官のみによる

12) Sourcebook of Criminal Justice Statistics Online, Felony Convictions in State Courts, Table 5.46.2002, <http://www.albany.edu/sourcebook/pdf/t5462002.pdf> (last visited Nov. 12, 2019).

13) Stuntz 2011: 32.

14) 陪審審理の減少についての邦語文献として、丸田 2014 を参照。

裁判を選択することは、認めないこととすべきであると述べている¹⁵⁾。司法制度改革審議会は裁判員制度を構想するに当たって、被告人個人の権利と親和性の高い冤罪を防止するという目的よりも、国民全体にとっての意義を重視したのである。

B. 市民参加と民主主義

市民参加の目的を冤罪防止に求める考え方は被告人の権利保護という命題に親和的である。このアプローチには、被告人が権利を放棄することによって市民参加を容易に迂回するという問題がある。また、裁判官による裁判には、その事実認定能力にも法を適用する能力にも、何ら問題はないという評価もありうる。そこで、裁判への市民参加の目的として、民主主義的な価値が持ち出されることになる。

では、司法への市民参加という文脈における民主主義とはどのようなものなのであろうか。アメリカでは、陪審員を経験した市民が民主主義社会を支える良き市民となるという文脈で理解されている。このテーマは、古くはトクヴィルが提唱したものとされており、最近の政治学者らによる実証的な研究でも確認されている¹⁶⁾。陪審こそが民主主義の最良の学校であるというのである。司法制度改革審議会において有識者として招かれた政治学者の三谷太一郎も、市民参加が政治的な制度としてもたらず積極的な意義を強調した¹⁷⁾。

冤罪防止という目的が当事者の利益に矮小化される可能性を伴うのに対して、市民の司法参加の民主主義的な価値を協調する立場は、市民が参加することによって裁判の結果が変わろうと変わるまいと、市民参加自体に意義があることを前提とする。この考えを徹底すると、およそ民主主義の政治体制が適切に機能するためには、司法への直接的な市民参加が必要不可欠であるということに

15) 司法制度改革審議会 2001: 106。

16) Gastil et al 2010.

17) 司法制度改革審議会における三谷の議論と応答については、勝田 2008(2): 615-618 を参照。三谷自身の論考として、三谷 2013: 301-322 を参照。

なる。そうであるなら、被告人が市民の参加を拒否しうる制度設計は望ましくない。被告人が有罪答弁をしたとしても、市民参加のあり方が変わるようなことがあってはならない。現在のアメリカで広く行われている答弁取引による陪審審理の回避は、およそ刑事司法において取引の要素を受け入れにくい日本人の国民感情からだけではなく、市民参加の観点からも認められるべきではないということになる。

以上要するに、市民参加の目的として、一般的には冤罪防止と民主主義的価値の実現の2つがあげられる。冤罪防止は市民参加によって裁判の結論が変わりうることを前提とする一方で、被告人が市民の審判を拒否しうる制度設計に親和的である。他方、民主主義的価値の実現という理念は、市民参加によって冤罪を防止しうるかどうかという問題とは違い、市民参加自体に意義があることを協調する。民主主義的価値の実現という理念は、市民の審判を被告人が拒否することを許さないだろう。

えん罪の防止と民主主義的価値という2つの目的は比較的整理しやすい。しかし、市民参加には、もう1つの、やや可視性の低い目的がありえた。それは、市民による、裁判官や検察官といった司法に関わる官僚の統制である。前述のとおり、第43回審議会においては、法律の専門家を市民が統制するという文脈でシビリアン・コントロールという概念が議論された。一方において、専門家を市民が統制するという考えは、専門家とは異なる結論に市民が到達する可能性を含む点ではえん罪防止という目的に親和的である。他方、司法におけるシビリアン・コントロールは、専門的能力によって選出された裁判官や検察官の行動を市民が統制するという意味では、民主主義的な意味合いも含む。いずれにせよ、結論を先取りすれば、裁判員裁判の構想段階ではいずれの意味においても市民による司法官僚の統制という考えは採用されなかった。裁判官による裁判が不当な結論に到達するから裁判員制度を導入すると考えられたわけではなかったし、裁判員裁判はその開始以降、有罪率や量刑判断にほとんど何らの変化ももたらさなかった。にもかかわらず、殺人の起訴率の低下という点で、裁判員裁判はシビリアン・コントロールの役割を、相当に可視性の低い形では

あるとはいえ、限定的ながらも果たしたと評価する余地がある。

C. 意見書の基本的構想

前述のとおり、司法制度改革審議会は、冤罪防止のための市民参加という考えを採用せずに、独立評決制度を拒絶した。審議会は裁判官による裁判への異議申立てを明確に拒絶したのである。審議会は他方で、被告人が裁判員裁判を拒否することのできない制度設計を行った。小泉純一郎首相に提出された意見書はこの点を明確にしている。

訴訟手続は司法の中核をなすものであり、訴訟手続への一般の国民の参加は、司法の国民的基盤を確立するための方策として、とりわけ重要な意義を有する。すなわち、一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる。このような見地から、差し当たり刑事訴訟手続について、下記（1）ないし（4）を基本的な方向性とし、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入すべきである¹⁸⁾。

このような経過からすると、審議会は市民の司法参加について、それが裁判の結果に及ぼす影響よりも民主主義的な意義を重視したようにも見える。しかし、そのような理解はおそらく誤っている。というのも、審議会における議論の経緯と最終的な勧告内容、そしてその後法律に明記された立法目的に鑑みると、裁判員制度は——少なくともトクヴィルという名前によって想起されるような広い意味での——民主主義的な価値を実現するために導入されたとは考えにくいからである。

この点を描写する上でも、アメリカの陪審制度の民主主義的な理念を念頭に

18) 司法制度改革審議会 2001: 102。

置きながら検討を進めるとわかりやすい。審議会ではアメリカの陪審制度の民主主義的な価値についても意見交換が行われた。審議会では一部の委員から、日本における民主主義が十分に定着していないのではないかといった理由から、アメリカ型の陪審制度に反対する意見が表明されていた¹⁹⁾。この考えを展開すれば、日本人は民度が低いから陪審には適性がないということになるだろう。もちろんそうした考えをすべての委員が共有していたのではないかもしれない。にもかかわらず、こうした考えを審議会の多数派が基本的に支持していたことは次の2つの事実から推測できる。第1に、日本人の公德心が劣るといった発言に対しては、直接的な反論は見られなかった。第2に、意見書は最終的に、裁判員制度の目的を民主主義にまで広げずに、司法制度の枠内にとどめたのである。

意見書のロジックには必ずしも明瞭ではない点もあるが、最終的な目的が「司法の国民的基盤」を確立することであって、そのための方策として裁判員制度が必要だという枠組みが示されている。つまり、意見書はあくまでも司法権の枠の中での国民参加を構想しており、三谷が強調した政治制度としての国民参加という視点は排除されている。他方、意見書においては「国民の社会常識」が裁判に反映されることが国民の司法への理解を高めるために有用であることが示唆されている。この点は、裁判の結果に違いをもたらすことと、そして、もしかすると裁判員がシビリアン・コントロールの役割を果たすことを必ずしも拒絶しない姿勢を示したとも理解することができる。しかしながら、国民がもっとも主体的に社会常識を反映させることができる制度設計は、裁判員が裁判官から独立して評決を下すことができるものであろう。にもかかわらず、そうした制度設計は受け入れられなかったのである。さらに、最終的に成立した裁判員法においてはそうした、国民の常識を裁判に反映するという視点が

19) 第32回審議会（2000年9月26日開催）において、山本委員は日本における民主主義が利益追求型ないし権力糾弾型の傾向が目立つという問題点を指摘した上で、陪審制度導入への疑問を提起する。北村委員も似たような論拠から陪審への反対論を展開する。こうした議論については、勝田 2008(2): 620-21頁を参照。

排除され、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」（第1条）だけが趣旨として掲げられることとなった。要するに、審議会は市民参加の民主主義的な意味を基本的に認めていなかったが、市民参加によって裁判に違いをもたらすことを肯定的に評価する可能性を残していた。そのわずかに残された可能性は立法段階で決定的に排除され、市民参加の意義が「司法への国民の理解」に矮小化されたのである²⁰⁾。

D. 論点整理

国民の司法参加の目的と主要な論点の関係を整理してみよう。国民参加が従来の裁判の結果に対して与えるインパクトは、それが被告人に有利なものとなるか不利なものとなるかは別として、独立評決型の方が協働型より大きいことは自明であろう。民主主義的価値は、緊張感の高い形での司法参加の経験が民主主義社会において望ましい市民の育成につながるという観点からは、独立評決型の経験が協働型での経験よりも大きな意味を持つと考えられる。逆に理解の増進については、裁判官と協働で作業を行うことによって裁判という営みや裁判官への理解を深めることができると考えられる。シビリアン・コントロールについては、裁判官から独立して任務を遂行する方が効果的であるともできるし、裁判官と協働することによってこそ、市民常識を直接裁判官に伝えることが可能となると考えることもできるであろう。

権利放棄の有無が裁判の結果をどのように変えるのかは判断の難しい問題である。市民参加によって有利な扱いを期待できない被告人が市民参加型の裁判を受ける権利を放棄すると想定すれば、市民参加型の裁判を選択する被告人は、裁判官裁判よりも有利な扱いを受けることを期待して市民参加型の裁判を受ける権利を行使することになりそうである。市民が職業裁判官よりも被告人の自

20) 藤田政博は、裁判員制度導入の目的が「市民感覚の反映」であったという見解が、裁判員法や司法制度改革審議会意見書に見られる「公式見解」と異なることを前提として、制度導入をめぐる議論において「健全な社会常識の反映」といったフレーズが使用されたため、これに近い「市民感覚の反映」というフレーズが裁判員制度導入の目的として言われるようになったとする（藤田 2017: 233-234）。

張に真摯に耳を傾けるという一般的な想定を前提とすれば、このように考えたくなる。しかし、市民感情は被告人に厳しい方向に機能するかもしれないし、現在のアメリカの答弁取引の実態に見られるように、陪審審理を選択して有罪となった被告人に厳しい罰が宣告されるのであれば、有利な扱いを期待して市民参加型の法廷による裁判を受ける権利を放棄する被告人が多くなるかもしれない²¹⁾。

裁判員制度導入以前の日本の刑事裁判では被告人には特定の主体による裁判を要求したり拒否したりする選択肢はなかったことを踏まえて、ここでは差し当たり、権利放棄を認めれば何らかのインパクトが生じるが、そのインパクトのあり方は他の変数に依存することを指摘するにとどめたい。これはいかにも不完全な分析であるが、日本の刑事裁判において非常に重視されてきた、同じような被告人を同じように扱うべきであるという理念²²⁾と被告人の権利放棄の有無との関係は明らかである。すなわち、権利放棄を認めれば、何らかの形でこの理念に実務上の揺らぎが生じることが予想される。この理念を重視するのであれば、権利放棄を認める制度の採用には慎重であるべきであろう。

裁判員の経験や理解といった観点からは、できるだけ多くの国民が裁判員を務めることが要請される。この観点からは、被告人の権利放棄を認めるべきではないことには明白であろう。シビリアン・コントロールについては、裁判員裁判の数が増えればそれが効果的に実施されると想定されることから、権利放棄を認めるべきではないということになるであろう。ただ、権利放棄を認めたとしても、裁判員裁判を選択したのであればどのような結論に到達するのかを予測した上で権利放棄がなされる可能性は指摘されるべきである。

21) ただし、この点については、アメリカの陪審は基本的に量刑判断を行わないことを指摘するべきであろう。裁判員裁判を受ける権利を放棄した被告人と放棄しなかった被告人の量刑判断に差が出ないようにする制度的な仕組みを設ければ、こうした問題は回避しうるかもしれない。

22) 日本の検察の行動についてのアメリカ人研究者による研究によれば、アメリカの検察と対比して、日本では一貫性 (consistency) が重視され、相当程度に実現されている (Johnson 2002: 147-178)。

以上が市民参加のあり方を構想する上での主要な論点と選択肢である。司法制度改革審議会が提言して、実際に採用された裁判員制度は、上のような観点からは理解しやすいものとなっている。市民参加によって裁判の結論が変わることは意図されていなかったので協働型が採用された。市民参加の政治的な意義は、独立型においてこそ実現されそうな、トクヴィルが構想したような政治的な含意を失い、国民的な基盤の確立、つまり、市民が裁判を理解するという方向に限定された。司法制度の枠の中での市民の理解を重視する立場からは、裁判員は裁判官と協働作業を行うことによってこそ、裁判への理解を深めることが期待される。

被告人の権利放棄については、全国で均質な正義を実現するという大きな目標からすれば、認めるべきではない。市民参加の民主主義的な意義については、それがトクヴィルという名前によって含意されるような広い意味のものであれ、国民的な基盤の確立に資するという限定的なものであれ、放棄を認めれば市民参加の機会が縮小するので認めるべきではないということになる。

以上要するに、裁判員制度は従来の裁判の結果を維持しつつ国民参加によって国民の理解を増進するという限定的な目的を掲げて、独立評決と権利放棄という、制度を構想する上で重要な2つの論点のいずれについても、その目的にふさわしい選択を行ったのである。このような限定的な目的によって、より直接的な形での市民参加を求めてきた人たちを納得させることができたのかどうかはともかくとして、裁判員裁判のパフォーマンスの評価は、こうした制度目的の観点からなされることになる。

E. 法曹三者の立場

前述のとおり、裁判員法はその目的を限定的に定義した。法律の条文からは、裁判員裁判が従来の裁判の罪責・量刑判断に大きな変化をもたらす可能性や、裁判に市民が参加することによって司法制度の枠を超えた政治的な含意が生じる可能性は排除された。しかしながら、実際には、法律によって定義された国民の理解増進と信頼向上という目的だけしか意識されていないわけではない。

市民の理解や信頼という法律上の目的以外に、誰がどのような意義を裁判員制度に求めるのかという問題には、いくつかの答えがありうる。一般的な国民が裁判員制度に対してどのような意味を見出すのかという問題は、実際に裁判員を経験した者がどのような意義を感じたのかという問題よりも抽象的なものとなるであろう²³⁾。また、市民の理解を増進するために裁判員裁判が行われるという趣旨の説明がなされたとしても、一般国民にとっても裁判員を実際に務める者にとっても、なぜ自らの、あるいは一般国民の理解や信頼を高めるために裁判員が時間的にも、精神的にも大きな負担を強いられるのかを理解することは難しいに違いない。

他方、実務法曹にとっては、国民の理解を増進するという制度の目的は、それ自体は理解困難であるという程ではないであろう。しかし、後述のように、少なくとも一部の実務法曹は、市民の理解だけでは制度目的としては不十分であると考えている。そこで、法曹三者が裁判員制度の趣旨をどのように説明しているのかを確認しておこう。最高裁は、裁判官による従来の裁判が高い評価を得てきたことを前提として、裁判員制度が導入された目的を次のように説明する。

しかし、その反面、専門的な正確さを重視する余り審理や判決が国民にとって理解しにくいものであったり、一部の事件とはいえ、審理に長期間を要する事件があったりして、そのため、刑事裁判は近寄りがたいという印象を与えてきた面もあったと考えられます。また、現在、多くの国では刑事裁判に直接国民が関わる制度が設けられており、国民の司法への理解を深める上で大きな役割を果たしています。

そこで、この度の司法制度改革の中で、国民の司法参加の制度の導入が検討され、裁判官と国民から選ばれた裁判員が、それぞれの知識経験を生かしつつ一緒に判断すること（これを「裁判員と裁判官の協働」と呼んでいま

23) 裁判員に課せられた厳しい守秘義務は裁判員裁判の実像を知るためには厳しい制約であるが、田口 2013 は裁判員経験者のインタビューとして貴重な資料である。

す。）により、より国民の理解しやすい裁判を実現することができるとの考えのもとに裁判員制度が提案されたのです²⁴⁾。

最高裁の説明は、裁判員と裁判官が協働することによって、裁判官だけで行っていた裁判とは異なる判断に到達する可能性に触れていない。裁判員法に書かれている制度導入の趣旨を忠実に反映しているものと言えよう。ただ、外国における裁判への市民参加が国民の裁判への理解の深化に有用であるという趣旨の説明は誤解を招きかねない。アメリカにおける陪審審理の役割が司法への理解に限定されるとしたら、それはあまりにも狭い見方である。意図的にこのような限定的な理解を示したとさえ批判されかねないように思われる。

ただ、このような最高裁の見方には、最近変化が見られる。最高裁事務総局が2019年5月に公表した『裁判員制度10年の総括報告書』（以下、総括報告書）には、「裁判員制度は、刑事裁判の審理・評議に国民が参加し、裁判に国民の視点・感覚を反映させることが、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するとして導入された（裁判員法1条）」（傍点筆者）と記述されていることに注目するべきであろう。法律の条文にも、最高裁のホームページにも書かれていない国民の視点・感覚の反映という趣旨が追加されている²⁵⁾。このような変化の背景には、もしかすると裁判員裁判を10年実施した経験から、裁判員が裁判官に対して重要な貢献をしてきという認識があるのかもしれない²⁶⁾。

24) 最高裁判所のホームページ (http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/c1_1.html) より (2019年11月12日最終検索)。

25) 最高裁判所事務総局 2019: 1。

26) このような推測の根拠として、報告書では、裁判官の研究会等において、従来の法律家の発想や判断枠組みでは受け止めきれないような裁判員の意見が出されたこと、そのことに関連して、裁判員の価値判断の範囲をより広く認めることや、従前の判断枠組みにとらわれず、事案にあった形で再構築することにも柔軟なスタンスで臨むことが必要のように思われるとの指摘がなされたとの記述がある（最高裁判所事務総局 2019: 16）。なお、報告書の末尾に書かれているように、裁判員制度の合憲性を確認した最大判平成23年11月16日刑集65巻8号1285頁は、国民の視点や感覚と法曹の専門性が常に交流することの意義を強調する。報告書が「本文で述べてきたとおり、この10年で得られた成果には大きなものがあるが、現状が裁判員

次に、法務省の説明を確認しよう。法務省による説明のニュアンスは若干異なる。

国民の皆さんが裁判に参加することによって、国民の皆さんの視点、感覚が、裁判の内容に反映されることになります。

その結果、裁判が身近になり、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

そして、国民の皆さんが、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会への第一歩となることが期待されています²⁷⁾。

法務省は国民の視点や感覚が裁判の内容に反映されることによって国民の司法への理解と信頼が深まるという立場をとっている。裁判における検察の役割が裁判の結論を最終的に決定することではないことを踏まえれば、裁判員制度が罪責判断や量刑を変化させる可能性について、法務省が最高裁よりも、微妙ではあるが若干踏み込んだ形で言及していることは理解しうる。

最期に、日弁連の立場を紹介しよう。日弁連が法曹三者の中で、刑事裁判への市民参加の意義をもっとも懇切に説明している。その趣旨を要約すれば、市民の常識によって刑事裁判の質を高めること、あるいは冤罪を防止することが想定されているだけでなく、国民主権を実質化することも期待されている²⁸⁾。

↘制度の到達点ではないことは言うまでもなく、核心司法・公判中心主義を実現し定着させるとともに、裁判員と裁判官が実質的に協働し、裁判員の視点・感覚を裁判内容に反映させるという理想的な営みを実現していくためには、まだ改善すべき点がある。これまでの裁判員制度10年の実績を総合的に評価して、新たに生じた課題と向き合いながら、改めて国民が刑事裁判に参加することの意義を再考するとともに、裁判員裁判非対象事件も含めた刑事裁判全体について、刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判を探求するための試行と検証を繰り返していく必要があるように思われる」(傍点筆者)と述べていることとの関係で上の判決の示説が引用されていることにも留意する必要がある(最高裁判所事務総局 2019: 24)。

27) 法務省のホームページ (http://www.moj.go.jp/keijil/saibanin_seido_gaiyou01.html) より (2019年11月12日最終検索)。

28) 日弁連のホームページ (https://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/about/ ↗)

日弁連は、最高裁や法務省よりも市民参加の意義をずっと広く理解している。

裁判員制度が導入された理由についての法曹三者によるウェブ上での説明は、司法制度改革審議会においてそれぞれが表明した見解と同じか、あるいは、少なくとも大きくは異ならない。特に最高裁と日弁連はほとんど立場を変えていないと言えよう。最高裁は従来の裁判官による裁判が高い評価を得てきたことを前提として、裁判員制度の意義を国民の理解促進という狭い枠の中に押し込める。日弁連は市民参加が政治的な意義をも持つことを強調する。法務省の説明は、国民の理解というキーワードは用いられているものの、最高裁ほどに限定的ではない。国民の常識が裁判に反映されたとしても、そのことによって直ちに有罪率が低下したり、量刑が変化しれたりするものではないとの想定に基づいているのかもしれない。その背景には、公判における検察のパフォーマンスに自信があるのかもしれないし、公判以前の起訴不起訴の判断をなす唯一のアクターであることが自信の裏付けなのかもしれない。いずれにせよ、裁判員制度導入の意義をもっとも限定的にとらえているのが最高裁であり、もっとも広く理解するのが日弁連である。法務省はその中間に位置付けられよう。

このように、法曹三者は裁判員制度が導入された理由をそれぞれの立場から説明した。法律で明示された国民の理解増進という趣旨にもっとも忠実なのは最高裁が当初示した見方である。しかし、現実の裁判において、国民の理解増進という限定的な目的しか意識されないということは考えにくい。結局、裁判員に評決権がある以上、裁判員が参加することによって裁判の結果に何らの変化も生じないことを前提とするのは非現実的であるし、現場の裁判官の意識が、裁判員の理解を高めること以上に及ばないはずもない。総括報告書では、最高裁は立場を実質的に変えたようにさえ思われる。また、発言権と評決権を有する裁判員は判決の結論に自身の変化を与えうることを認識しているに違いない。法曹三者のいずれもが、実際の裁判員裁判においては、罪責・量刑判断に裁判員が影響を及ぼしうることを認識していないはずはない。

にもかかわらず、裁判員法に掲げられた目的の限定性には一定の意味がある。

↘simin_sanka.html) より (2019年11月12日最終検索)。

そして、それはおそらく、裁判員制度が適切に機能しているかを検証する際に特に重要性を帯びると考えられる²⁹⁾。裁判員裁判がどのような成果を上げてきたのか、どのような点で改善が必要なのか。こうした問題にアプローチするには、(量刑を含む)判決の傾向についての統計的な分析の他に、裁判員の理解増進という明示された立法目的に沿った形で検証作業が行われることになる。

II. 死刑判決数の日米比較

A. 減少傾向の背後にある相違点

アメリカでは最近の最高裁判決において、ブライア裁判官は、死刑制度そのものが第8修正の禁止する残虐で異常な刑罰に当たる可能性を示唆した³⁰⁾。もちろん、1人の裁判官による抽象的な態度表明と実際の違憲判決との距離は大きい。しかし、最高裁裁判官が、死刑制度そのものへの疑念を表明したことの意味は無視されるべきではない。現に、研究者の中には、近い将来連邦最高裁が死刑自体を違憲と判断する可能性があるとは指摘する者もいる³¹⁾。

アメリカにおいて最高裁が死刑制度そのものに対して違憲判決を下す可能性は、過去半世紀の経緯を踏まえた上で言及されるべきであろう。当然ながら、制憲時には死刑制度そのものが残虐で異常であるから憲法違反であるとは考えられていなかった。しかし、20世紀も半ばを過ぎると死刑制度そのものに対する反対論が強くなる。最高裁は1972年の *Furman v. Georgia* 判決³²⁾において、ジョージア州の死刑量刑手続について、それが量刑判断者に無制約の裁量権を与えていることを理由として違憲であるとした。その結果全米で死刑が執行さ

29) 個々の事件において裁判員裁判であったから不適切な結論に到達したといった問題は、守秘義務との関係からも議論すること自体非常に難しい。

30) *Glossip v. Gross*, 135 S. Ct. 2726, 2756 (2015) (Breyer, J., dissenting).

31) *Steiker & Steiker* 2016: 289.

32) 408 U.S. 238 (1972).

れない状態が出現した³³⁾。Furman 判決では裁判官の意見が分かれたために、恣意的な量刑裁量権が問題とされたが、ブレナン裁判官とマーシャル裁判官は、歴史的には死刑が憲法を侵害しないと考えられていたことを踏まえた上で、死刑制度そのものが発達する良識の基準に照らして残虐で異常な刑罰であるといった理由から、憲法違反であるという個別意見をそれぞれ表明した³⁴⁾。理由付けはともかくとして、この判決によって死刑を執行することが事実上不可能になった。

この時期はアメリカだけではなくヨーロッパ諸国でも死刑が廃止されるか執行が減少するかしつつある時期であった。最高裁裁判官のうち少なくとも一部は、この判決によって死刑制度そのものを廃止する州が出てくることを期待したと思われるが、判決後、ほとんどすべての死刑州は量刑裁量を限定するという最小限の手続的な改革によって対応した。最高裁は4年後の Gregg v. Georgia 判決³⁵⁾において改革された死刑量刑制度は憲法を侵害しないという結論に到達した。最高裁の死刑制度への挑戦は失敗し、アメリカにおける死刑執行は再開された³⁶⁾。その後のアメリカにおける死刑判決と死刑執行が先進国の中でもっとも多いことは周知の事実である。

このように、最高裁はこれまでに死刑制度そのものが憲法を侵害すると判示したことは一度もないが、死刑制度そのものが憲法違反であるという意見を一部の裁判官が表明したことはある。このことは、今後最高裁が死刑制度そのものを憲法違反であると判示するとしたら、過去から連続した現象であると見なすことが可能であることを示唆する。しかしながら、Furman 判決が世論の反動を招いたとするのであれば、そして、死刑以外の領域でも最高裁の画期的な判決がアメリカ社会の反動をしばしば招いたことを考慮すれば³⁷⁾、Furman 判

33) 勝田 2011: 226。

34) 408 U.S. at 257-306 (Brennan, J., concurring); 408 U.S. at 314-374 (Marshall, J., concurring)。

35) 428 U.S. 153 (1976)。

36) 勝田 2011: 226。

37) 人種別学を違憲とした最高裁判決への反動については、勝田 2011: 201-204 を参照。

決は最高裁裁判官が死刑を違憲と判断することを躊躇させる要因となるかもしれない。近年のアメリカでは死刑州が減少し、死刑判決と執行の数も減少しつつある。ブライア裁判官の意見は、こうした経緯に照らしてみれば、近い将来最高裁が死刑を違憲と判断することを確実に予想させるようなものではない。にもかかわらず、一定の方向性を示唆するものであるとは言えよう。

死刑制度の存否やあり方も含めてアメリカの刑事法は州によって異なるが、基本的には陪審員が死刑量刑判断に何らかの形で関与する。この点に注目すれば、死刑量刑に裁判員が必ず関与する日本のあり方と共通する部分がある。さらに、日本でもアメリカでも、実は死刑宣告数は近年相当に減少しつつある。死刑量刑についてある程度の類似性があり、死刑判決の減少という点では相当な共通点のある日米両国の刑事司法制度を、死刑と市民参加という観点から比較することによって、両者の特徴を描写してみたい。まずは、両国における死刑判決をめぐる最近の動向を概観する。

後述するように、アメリカでは過去十数年にわたって第一審において宣告される死刑判決数が顕著に減少しつつある。なぜ死刑判決が減少したのであろうか。しばしば指摘される要因として、テクノロジーの発達により、多くの無辜が誤って死刑を宣告されたことが明らかになったこと³⁸⁾、いくつかの州で仮釈放のない終身刑が死刑に置き換わったこと³⁹⁾、多くの弁護士が死刑判決と執行の回避のために奮闘することによって政府の時間とコストに負担を及ぼしたこと⁴⁰⁾、

↳参照。

38) Innocence Project によれば、DNA 鑑定によって21名の死刑囚が釈放されている。DNA Exonerations in the United States, <https://www.innocenceproject.org/dna-exonerations-in-the-united-states> (last visited Nov. 12, 2019).

39) 2007年以来8つの州で死刑が廃止されたが、そのすべてにおいて仮釈放のない終身刑が用いられている。Life Without Parole Laws in States That Recently Repealed the Death Penalty, <http://www.deathpenaltyinfo.org/lwop-post-repeal> (last visited Nov. 12, 2019).

40) 平均的な死刑事件には終身刑よりも100万ドルから200万ドル以上のコストがかかるという。Barkan & Bryjak 2014: 313.

死刑を支持する世論が弱まりつつあること⁴¹⁾などがあげられる。

日本でも死刑判決は減少している。2006年から2010年までの5年間に45人の被告人に死刑が宣告されたが、その後の5年間に死刑を宣告された者は24人である（図表2-3参照）。こうして見ると、日本とアメリカは過去10年のうちにかなり死刑判決について制限的になっており、近い将来の死刑自体の廃止に向けて歩調を合わせているようにも見える。

しかしながら、アメリカで死刑を減少させた要因の多くを日本は共有していない。第1に、日本でも冤罪は重要な問題として意識されているが、アメリカにおけるほどに劇的な形では顕在化していない。日本において死刑を宣告された者が後に冤罪であると判明した事件はアメリカよりもずっと少ないと思われる⁴²⁾。第2に、世論調査によれば、日本における死刑支持率はアメリカにおける支持率よりも高い⁴³⁾。第3に、日本でも少なくない弁護士が死刑事件において重要な貢献を行っているが、日本の刑事裁判ではアメリカほどに死刑事件を特殊な種類の事件として、時間や人的資源を集中的に投下することはない。

41) Jones 2014によれば、アメリカにおける死刑支持率は1990年代の80%を頂点として低下しつつあり、2010年以降は60%強で推移している。

42) もちろん、日本で死刑冤罪事件がなかったわけではない。免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件は4大冤罪事件として知られている。しかし、これらは1980年代に冤罪であることが明らかになったものであり、アメリカのように、DNA鑑定によって冤罪が次々に明らかになるという状況は存在しない。冤罪がどの程度の割合で発生しているかを国際的に比較することはおよそ不可能であるか、少なくとも極めて困難であると言わざるをえない。日本における冤罪を深刻な問題として提起している研究者や弁護士が存在していることは承知しているが、冤罪がどの程度深刻な問題として認識されているかという点、アメリカにおけるほどではないのではないかと考えている。日本における冤罪問題についての最近の研究としては、木谷2013; 日弁連えん罪原因究明第三者機関 WG 2012等を参照。

43) 最近の世論調査によれば、日本における死刑支持率は80.4%（2014年）、アメリカでは63%（2015年）である。内閣府ホームページ（<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-houseido/2-2.html>（2019年11月12日最終検索））及びJones 2014を参照。死刑についての世論調査には調査時期や質問項目の設定方法など様々な技術的な問題が伴うことは意識されるべきであるが、アメリカでは近年死刑への支持率が低下する傾向にあるのに対して、日本ではそのような傾向は見られないことは指摘されるべきであろう。

つまり、死刑量刑手続のコストが高くなった結果として死刑制度を廃止するということは考えにくい。

第4に、2009年に裁判員制度が導入された。裁判員裁判では裁判員が量刑に関与するので、陪審が死刑量刑判断を行うアメリカの制度に接近したような印象を与える。しかし、裁判員裁判では死刑量刑判断を専門家である裁判官が市民と協働して行うし、陪審とは違って基本的に単純多数決で合議体としての判断を行う。第5に、アメリカとは違って日本では事実上の複数被害者ルールが機能しており、被害者が1人の事件で死刑が宣告されることは少ない⁴⁴⁾。第4点と第5点は、アメリカの陪審による死刑量刑判断よりも恣意性を低下させる方向で機能する。第6に、答弁取引の有無という重要な相違がある。アメリカでは有罪答弁がなされた場合には陪審が事実認定を行うことはなく、裁判官による量刑判断のみが行われる。この際、有罪答弁が量刑面での交渉材料とされるいわゆる答弁取引がかなり広く行われている。アメリカの刑事裁判はほとんどが有罪答弁によって処理されているというのが現状である。これに対して、日本ではすべての被告人について事実認定が行われる。最後に、連邦制度を採用していない日本では、最高裁による全国統一ルールの形成という文脈で死刑制度が廃止される可能性は非常に低いと考えられる。

以下において、死刑判決数についてのいくつかのデータを参照する。なお、本稿は地方裁判所での死刑判決数に焦点を当てる。死刑判決が上級審で覆される問題や死刑執行に関わる問題に重要性がないと考えているからではなく、裁判員制度導入の影響を理解しやすく描写するためである。

44) 司法研修報告書によれば、死刑の宣告に当たって考慮される様々な事情のうちもっとも大きな要素は被害者の数である。死刑求刑事件のうち、被害者が1名の事件で死刑が宣告されるのは32%、2名では96%、3名以上では79%である(井田ほか 2012: 109)。検察官が死刑を求刑するかどうかの判断を行う際に、被害者の人数を考慮しているであろうことから、被害者数が死刑量刑判断において重要な要因であることは間違いない。

B. 被害者数という視点

日本における死刑判決の絶対数はアメリカにおけるよりもずっと少ない。後述の通り、2006年から2015年までの10年間に地方裁判所で宣告された死刑判決は69件である。2015年の死刑判決は4件だけである。アメリカでは同じ期間内に下された死刑判決は973件であり、2015年には49件で死刑が宣告されている。アメリカの人口が日本のおよそ2.5倍であることを勘案すると、アメリカでは日本のおよそ6倍の頻度で死刑判決が下されている。このため、アメリカの死刑陪審の方が日本の裁判員よりもかなり積極的に死刑判断を行っているように見える。しかし、このイメージは、別の視点から吟味されなければならない。

死刑判決の絶対数や人口を基礎とした比較は一面的なイメージしか提供しない。日本とアメリカでは、死刑を科しうる犯罪の発生頻度が非常に大きく異なることに留意する必要がある。死刑を科しうる犯罪としては、日本でもアメリカでも一般的な殺人罪を想定することになる⁴⁵⁾。ただ、殺人罪の定義や統計の分類について日米間で異なる点は少なくない。たとえば、日本の司法統計では殺人未遂も殺人罪として扱われるが、アメリカではそうではない。また、アメリカではしばしば殺人罪は単一のカテゴリーではなく、第1級殺人罪や第2級殺人罪に分けられる。このような相違があることは事実であるが、殺意を持って被害者を死亡させた事件が死刑を科しうる事件であるという前提が、日米両国（アメリカでは死刑囚のみ）において基本的に妥当することも事実である。日本では未遂も殺人として扱われるが、未遂犯が死刑の対象となることはまずありえない。日米間の殺人罪の処理をめぐる様々な相違は、厳密な、あるいは単純な比較を困難にするが、大まかなイメージを獲得するためにこの作業を行うこととする⁴⁶⁾。

45) 日本の司法統計における強盗致死の扱いについては、註49参照。

46) 日本の殺人被害者数については、警察庁『平成26、27年の犯罪情勢』10頁（図表：1-2-1-1-11（殺人認知・検挙状況、被害者数H17-H27の推移））

図表 2-1 2006年から2015年までの日本における殺人事件被害者数

西暦	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	合計
被害者数	619	574	654	506	465	442	429	370	395	363	4817

図表 2-2 2006年から2015年までの全米の殺人事件被害者数

西暦	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	合計
被害者数	17030	16929	16442	15399	14772	14661	14866	14319	14249	15696	154363

まず、殺人の被害者数を確認しよう。2006年から2015年までの10年間に日本で殺人によって死亡した被害者の数は合計すると4817人であり、この期間内に殺人事件の死亡者数が顕著に減少している。他方、同じ期間のアメリカにおける殺人事件の被害者数は15万4363人にも上る。アメリカでも殺人被害者数は減少傾向にあるが、この10年間の殺人被害者数は、絶対数では日本のおよそ35倍である。2015年のアメリカにおける人口10万人当たりの殺人事件発生率は4.9であり⁴⁷⁾、2015年の日本ではおよそ0.29である⁴⁸⁾。アメリカにおける人口当たりの殺人事件発生率は、日本のおよそ15倍である。

日米両国の殺人率の顕著な相違を考慮に入れて、地方裁判所において死刑が宣告される頻度を比較すると、死刑判決の絶対数を基礎とした比較とはまった

↘ (<https://www.npa.go.jp/toukei/seianki/h26-27hanzaizyousei.pdf> (2019年11月12日最終検索)) を参照した。アメリカの殺人被害者数については FBI の Uniform Crime Reports に掲載されているデータを参照した (<https://ucr.fbi.gov/ucr-publications>)。FBI の統計は殺人 (murder and nonnegligent manslaughter) を故意による殺害と定義しており、過失による死や殺人未遂を除外している (<https://ucr.fbi.gov/crime-in-the-u.s/2015/crime-in-the-u.s.-2015/offenses-known-to-law-enforcement/murder> (last visited Nov. 12, 2019))。

47) Uniform Crime Reports による (<https://ucr.fbi.gov/crime-in-the-u.s/2015/crime-in-the-u.s.-2015/tables/table-4> (last visited Nov. 12, 2019))。

48) 2015年12月時点での日本の人口は総務省統計局によれば約1億2688万人である (<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201512.pdf> (2019年11月12日最終検索))。

図表 2-3 2006年から2015年までの日本の第1審での死刑宣告数⁴⁹⁾

西暦	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	合計
宣告数	13	14	5	9	4	10	3	5	2	4	69

図表 2-4 2006年から2015年までの全米の第1審での死刑宣告数⁵⁰⁾

西暦	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	合計
宣告数	123	126	120	118	114	85	82	83	73	49	973

く異なるイメージが浮き彫りになる。

2006年から2015年までの10年間の日本における殺人事件の被害者数は合計4817人であり、この間に地方裁判所で宣告された死刑判決は69件である。同じ期間のアメリカにおける殺人事件の被害者数は合計15万4363人であり、全米の地方裁判所で宣告された死刑判決の合計は973件である。日本では死刑判決1件当たりの被害者数が69.8人であるのに対して、アメリカでは死刑判決1件当たりの被害者数は158.6人である。驚くべきことに、殺人の被害者数を基礎とした場合、日本ではアメリカの倍以上の死刑判決が宣告されていることになる。殺人の動機や方法についてコントロールしなければ断定的に論じることができないが、このことは、日本の地方裁判所が、もしかするとアメリカの事実審裁判所よりもずっと殺人事件の加害者に厳しいことを示唆するのかもしれない。

49) 最高裁判所事務総局刑事局 2017: 255 を参照。なお、罪名別内訳として、殺人と強盗致死が分けられており、この間の死刑判決は、殺人について32、強盗致死について37となっている。殺人と強盗致死、あるいは強盗致傷が各種統計において必ずしも明白に区別されていないことに留意する必要があるが、死刑判決数を明らかにする目的からは、罪名の区別は必ずしも重要ではないものとする。

50) Death Penalty Information Center のホームページ (<http://www.deathpenaltyinfo.org/documents/FactSheet.pdf> (last visited Nov. 12, 2019)) による。

C. 死刑州の中の日本

1. 死刑判決数ランキング

被害者数を基礎とした死刑宣告頻度の比較によって日米間の顕著な相違が明らかになる。しかし、アメリカが連邦国家であり、第1審における死刑判決が州裁判所で宣告されていることを踏まえると、国家間の比較だけでは不十分である。そもそも死刑制度を廃止している州が相当数あるし、死刑州であっても、州によって死刑宣告の頻度に違いがあるからである⁵¹⁾。そこで、アメリカの過去10年間の地方裁判所における死刑宣告数を、多い州から並べたのが図表2-5である。2006年から2015年までの地方裁判所における死刑宣告数のトップは176件のカリフォルニア州で、以下、フロリダ州(153)、テキサス州(89)、アラバマ州(80)、アリゾナ州(64)が上位を占める。他方、ワイオミング州とモンタナ州は、死刑制度自体は維持しているものの、過去10年間で一度も死刑が宣告されたことはない。これに、ニューハンプシャー州とユタ州が1件で続く。

2. 殺人被害者数ランキングと死刑判決1件当たりの被害者数ランキング

死刑宣告数を絶対数としてランキングにすると、人口の多い州や南部の州が上位に多いことがわかる。こうした傾向は、死刑宣告の実務についての一般的

51) 2006年から2015年までの調査対象期間の終わりまで死刑制度を維持していた州は35であったが、対象期間中にニューメキシコ(2009年)、イリノイとコネティカット(2012年)が死刑制度を廃止した。このため、本稿では32州(アラバマ、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、コロラド、デラウェア、フロリダ、ジョージア、アイダホ、インディアナ、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、ミシシッピ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネバダ、ニューハンプシャー、ノースカロライナ、オハイオ、オクラホマ、オレゴン、ペンシルベニア、サウスカロライナ、サウスダコタ、テネシー、テキサス、ユタ、ヴァージニア、ワシントン、ワイオミング(アルファベット順))のデータを扱う。2015年以降、デラウェア(2016年)、ワシントン(2018年)とニューハンプシャー(2019年)の3州が(事実上)死刑を廃止したが、調査対象期間には死刑制度を維持していたので、調査対象に含める。現在死刑を存置しているのは29州で、廃止しているのが21州である(<https://deathpenaltyinfo.org/state-and-federal-info/state-by-state> (last visited Nov. 12, 2019))。

図表 2-5 各州の地方裁判所における死刑宣告数（2006年から2015年まで）

順位	州	宣告数	順位	州	宣告数
1	カリフォルニア	176	16	デラウェア	11
2	フロリダ	153	16	テネシー	11
3	テキサス	89	19	オレゴン	10
4	アラバマ	80	20	ケンタッキー	8
	(日本)	(69)	21	カンザス	6
5	アリゾナ	64	22	ヴァージニア	6
6	ペンシルベニア	45	23	インディアナ	5
7	オハイオ	34	23	サウスダコタ	5
8	オクラホマ	25	25	ワシントン	3
9	ルイジアナ	23	26	コロラド	2
10	ノースカロライナ	22	26	アイダホ	2
11	ミシシッピ	19	26	ネブラスカ	2
12	サウスカロライナ	17	29	ニューハンプシャー	1
13	ミズーリ	17	29	ユタ	1
14	ネバダ	14	31	モンタナ	0
15	ジョージア	13	31	ワイオミング	0
16	アーカンソー	11			

な理解にかなうものであろう。ただ、殺人被害者数を基礎とした場合には順位は相当に変動する。2006年から2015年までの10年間の州別の殺人事件の被害者数は図表 2-6 のとおりである。アメリカの死刑州それぞれの殺人被害者数と死刑宣告数とを基礎として比較してみよう⁵²⁾。

52) 死刑州の殺人事件被害者数と死刑宣告数の典拠は、全米のそれらと同じである。殺人犯のすべてが逮捕されるわけではないこと、逮捕されない殺人犯がどの程度いるのかを比較できていないことを留保しなければならない。なお、ジョンソンは、殺人犯ないし殺人数に注目して、アメリカよりも日本で死刑を言い渡される殺人犯が多い年があったことから、日本では死刑が慎重に用いられているとは言いがたいと述べる（ジョンソン 2019: 31-32）。

論 説

図表 2-6 死刑州の殺人事件被害者数（2006年から2015年まで）

順位	州	人数	順位	州	人数
1	カリフォルニア	19650	17	オクラホマ	2109
2	テキサス	12671	18	ケンタッキー	1839
3	フロリダ	10658	19	ワシントン	1832
4	ペンシルベニア	6712	20	アーカンソー	1711
5	ジョージア	5978	21	ネバダ	1669
6	ノースカロライナ	5160	22	コロラド	1563
7	ルイジアナ	5155	23	カンザス	1101
8	オハイオ	5032	24	オレゴン	865
	(日本)	(4817)	25	ネブラスカ	573
9	ミズーリ	4046	26	ユタ	510
10	テネシー	3937	27	デラウェア	490
11	アリゾナ	3913	28	アイダホ	312
12	ヴァージニア	3588	29	モンタナ	275
13	アラバマ	3359	30	サウスダコタ	229
14	インディアナ	3300	31	ニューハンプシャー	144
15	サウスカロライナ	3255	32	ワイオミング	137
16	ミシシッピ	2237			

図表 2-7 は、死刑判決 1 件あたりの殺人の被害者数を示す。アメリカの死刑州のうち、死刑判決 1 件当たりの被害者数が最も少ないのはアラバマ州（42 人）である。以下、デラウェア州（44.5人）、サウスダコタ州（45.8人）、アリゾナ州（61.1人）、フロリダ州（69.7人）と続く。被害者数からすると、これらの州がもっとも厳しく死刑を宣告する 5 州である。逆に死刑判決 1 件当たりの被害者数が多いのは、死刑制度を維持しているがこの期間内に一度も死刑宣告をしたことのないワイオミング州とモンタナ州を除くと、多い方から、コロラド州（781.5人）、インディアナ州（660人）、ワシントン州（610.7人）、ヴァージニア州（598.0人）、ユタ州（510人）である。これらの州は、殺人被

図表 2-7 死刑州の地方裁判所における死刑宣告数 1 件当たりの殺人事件被害者数
(2006年から2015年まで)

順位	州	被害者数	順位	州	被害者数
1	アラバマ	42		(全米)	(158.6)
2	デラウェア	44.5	17	カンザス	183.5
3	サウスダコタ	45.8	18	サウスカロライナ	191.5
4	アリゾナ	61.1	19	ルイジアナ	224.1
5	フロリダ	69.7	20	ケンタッキー	229.9
	(日本)	(69.8)	21	ノースカロライナ	234.5
6	オクラホマ	84.3	22	ミズーリ	238
7	オレゴン	86.5	23	ネブラスカ	286.5
8	カリフォルニア	111.6	24	テネシー	357.9
9	ミシシッピ	117.7	25	ジョージア	459.8
10	ネバダ	119.2	26	ユタ	510
11	テキサス	142.4	27	ヴァージニア	598
12	ニューハンプシャー	144	28	ワシントン	610.7
13	オハイオ	148	29	インディアナ	660
14	ペンシルベニア	149.2	30	コロラド	781.5
15	アーカンソー	155.5	31	ワイオミング	宣告なし
16	アイダホ	156	31	モンタナ	宣告なし

被害者数を基礎とするならば、死刑判決にもっとも抑制的な5州であるということになる。

被害者数を基礎とした場合の死刑宣告の頻度については、死刑州の中でもかなりの差があることがわかる。死刑判決1件当たりの被害者数の最も少ないアラバマ州(42人)は、被害者数のもっとも多いコロラド州(781.5人)の18倍以上の頻度で死刑を宣告していることになる。

被害者数を基礎とした日米比較で日本がアメリカよりもずっと頻繁に死刑を宣告していることから予想されるように、アメリカの死刑州のランキングの中で日本(69.8人)は、第5位のフロリダ州(69.7人)とほとんど同じである。

殺人被害者数と死刑宣告数の数と割合に注目すると、日本と似ているのはアリゾナ州である。アリゾナ州の過去10年間の殺人被害者数は日本より若干少なく、死刑宣告数はほとんど同じである。大きく異なるのは殺人事件の発生率である⁵³⁾。

アメリカは国としては死刑存置国ではあるが、死刑の宣告と執行については州ごとにかかなりの偏りがある。死刑宣告数と執行数は、地域的には南部に集中している。しかし、被害者数を基礎とした比較を行うと、死刑を頻繁に宣告、執行することでよく知られたテキサス州やフロリダ州はそれぞれ11位と5位である。絶対数ではなく被害者数との対比で上位に位置付けられる州に共通するファクターを本稿において特定することはできない。基本的に陪審が死刑量刑判断を行うことはほとんどすべての死刑州で同じだが、手続や陪審員の資質など、多様なファクターを分析するのは非常に大きな仕事であり、本稿で網羅的に説明できるものではない。ただ、死刑宣告数では4位で、被害者数との対比では1位に位置するアラバマ州については若干の説明が妥当であろう。同州は陪審の量刑判断を裁判官が覆すことができる制度を採用しており、陪審の無期懲役の量刑判断を裁判官が頻繁に覆すことで知られている。1976年以来、アラバマ州の裁判官は107回も陪審の量刑判断を覆したが、そのうち92%で、選挙で選出された裁判官が陪審の量刑判断を変更して死刑を宣告した⁵⁴⁾。

直接被告人を観察した一般市民の判断を、直接被告人を観察しない一般市民

53) 2015年の人口10万人当たりの日本の殺人率は、前述のとおり約0.29 (II.-B)人で、アリゾナ州は全米平均より少し低い4.5である。Uniform Crime Reports による (<https://ucr.fbi.gov/crime-in-the-u.s/2015/crime-in-the-u.s.-2015/tables/table-5> (last visited Nov. 12, 2019))。

54) Equal Justice Initiative, The Death Penalty in Alabama: Judge Override, <https://eji.org/reports/death-penalty-alabama-judge-override> (last visited Nov. 12, 2019)。この問題に関連して、連邦最高裁は Woodward v. Alabama, 134 S. Ct. 405 (2013)において、死刑には相当しないという陪審の勧告を覆して事実審裁判官が死刑を宣告した事件についての裁量上訴の受理を拒否した。政治的に選出される裁判官が死刑を宣告する傾向があるという指摘については、それほど単純なものではないという実証的な研究がある。たとえば、Hans et al. 2015: 70 を参照。

によって選出される裁判官が覆し、頻繁に死刑を宣告する傾向が一般的に確認できるとするならば、それは死刑量刑における市民の役割や、量刑判断の実質性を確保するための制度的な枠組みを考える上で示唆的な材料となるであろう。暴力犯罪については裁判官よりも市民の方が感情的に重い刑を宣告しようとする事への懸念が表明されるが、それも制度設計次第であって、暴力犯罪への憎しみは強いが直接被告人を観察しない市民によって身分を左右される裁判官に、死刑を宣告しないという陪審の判断を覆して死刑を宣告する権限を与えるのは、死刑を制限的に宣告するべきであるという立場から見れば、非常に危険なことなのかもしれない。

D. 答弁取引の有無

以上のとおり、アメリカにおける死刑判決の絶対数は日本におけるそれよりもずっと多いけれども、殺人の被害者数を基礎とした場合には、日本の死刑判決の数は全米平均よりもずっと多いことが明らかになった。しかし、日本が一般的に殺人罪の量刑判断において厳しいというわけではない。殺人事件の手続には日米間で様々な相違があるが、IIの最後に、答弁取引の有無について論じておきたい。死刑量刑に関わる直接的なファクターである裁判員裁判についてはIIIにおいて検討する。

日本では刑事被告人が自身の事件での有罪答弁や他者の事件の捜査への協力によって量刑面で譲歩を獲得するという事は、本稿が調査対象とする期間（2006年から2015年まで）については、制度上認められていなかった⁵⁵⁾。もちろん、答弁取引という慣行がアメリカのように公に認められていないからといって、日本で類似した実務がまったく存在しないと断定することには慎重でなければならない。捜査に協力した見返りに求刑で考慮するとか、公判の最初から犯行を認め真摯な反省を示している被告人の刑が軽くなるといったことは、

55) その後刑事訴訟法が改正され、日本でもいわゆる捜査協力型の司法取引が可能となったが、本稿で対象とする死刑を科しうる犯罪は適用対象外である（刑事訴訟法350条の2）。

現在の日本の刑事手続においても十分にありうることである。しかしながら、日本では、アメリカの答弁取引のように、刑事司法にかかるコストと宣告刑とを交渉によって決定することが正面から認められているということはない。実務で交渉に類する行為が行われているかどうかは別として、ほとんどの日本人は刑事司法というもっとも厳格であるべき場面に取引の要素が持ち込まれること自体に違和感を覚えるであろう。

日本の刑法における量刑の幅は、現在アメリカで支配的な量刑ガイドラインよりもずっと広いはずであるが、実際の裁判では量刑相場と呼ばれるべきものが機能しており、似たような事件において似たような刑を宣告することが重視されている。量刑相場は、豊富な実務経験を持つ裁判官ら実務法曹が長年にわたって形成し、維持しているものであろう。量刑相場はおそらくは、精密司法と呼ばれる日本の刑事司法の特徴の重要な部分を構成している。というのも、日本の刑事裁判の有罪率が99%を超えることには変化がないので、実務においては罪責の認定よりも量刑判断の方が実質的に重要な争点となるはずであり、それゆえ、量刑判断の公平性以外にはむしろ精密性を誇るべき点はないからである。

こうした想定が正しいかどうかはともかくとして、取調べの段階から、あるいは事実審理の開始時点で有罪を認めている被告人と、事実審理において無罪を主張する被告人とを同じ手続で扱うというのが日本の刑事裁判である。日本の刑事裁判の事実審理では証拠調べが終了すると、検察官が求刑を行う。検察官が死刑を求刑する事件でも、裁判官と裁判員の合議体が無罪だと判断することもありえる。また、裁判官と裁判員の合議体が有罪と判断する場合でも、検察官の求刑に従う義務を負うわけではない。ただ、実際には、検察官の求刑と同じか、それよりも若干軽い刑が宣告されることがほとんどである。

こうした日本の刑事裁判の実務は、アメリカの法律家には非常に理解しにくいであろう。アメリカでは、州裁判所において重罪で有罪とされる被告人のうち約95%が有罪答弁によって処理される。残り5%のうち裁判官による裁判によって処理される事件が3%あるので、陪審審理によって有罪とされるのはわ

ずか2%に過ぎない。殺人罪については一般的な重罪の場合よりもかなり多くの事件で陪審審理が行われているが、それでもその割合は27%にとどまっており、68%の事件は有罪答弁によって処理されている（裁判官裁判は5%）⁵⁶⁾。有罪答弁によって処理される事件のかなり多くにおいて、いわゆる答弁取引が行われていると推測される。要するに、現在のアメリカでは重罪のほとんどが陪審審理ではなく有罪答弁によって処理されており、そのことは、殺人事件についても相当程度に妥当する。かつて日本ではアメリカの刑事裁判が素人によって判断されていることを根拠として「ラフ・ジャスティス」と——日本の優れた職業裁判官による精密司法と対比して——呼んだが⁵⁷⁾、現在のアメリカの刑事司法の大部分は、（陪審がラフに判断しているのではなく）取引によって処理されているので、取引司法と呼ぶ方が適切かもしれない⁵⁸⁾。

56) Sourcebook of Criminal Justice Statistics Online, Felony convictions in State courts, Table 5.46. 2002, <http://www.albany.edu/sourcebook/pdf/t5462002.pdf> (last visited Nov. 12, 2019). 殺人事件については有罪答弁による処理の割合が有意に低い、このことについてはある程度は合理的な説明が可能であると思われる。第1に、殺人罪はもっとも重い犯罪なので、そもそも取引には馴染みにくい。第2に、同じ理由から、殺人以上に重い罪で起訴することを交渉材料としつつ、取引の結果として殺人罪で処理することはありえない。逆に、殺人で起訴することが可能であるが、取引の結果として傷害致死罪で処理することはありうる。もっとも重い犯罪の有罪答弁率が重罪全体のそれより有意に低いことは——どの程度低いのが自然なのかを説明することはできなくても——、十分に理解可能である。

57) ずさんな事実認定という意味での「ラフ・ジャスティス」への言及として、辻本ほか 2017: 70 を参照。精密司法という概念を提唱したのは、司法制度改革審議会でも有識者として意見を述べた松尾浩也である（松尾 1999）。松尾自身も日本の精密司法が全面的に肯定されるべきものであるとは考えていたわけではなかった。平野龍一はドイツの参審制度がドイツにおいても高く評価されていないにもかかわらず、参審制度を日本で採用することによって、調書中心的な精密司法に代わる核心司法を実現することを期待していた（平野 1999）。松尾の精密司法論については、辻本ほか 2017 を参照。

58) なお、この点に関連して、最高裁事務総局は、裁判員裁判10年の成果を次のように記している。

この10年間で、核心司法、すなわち、刑事裁判の目的である犯罪事実の有無及び量刑を決する上で必要な範囲で審理・判断を行うという考え方が、公判準

前述のとおり、殺人被害者数を基礎とした場合には、アメリカよりも日本の方が頻繁に死刑を宣告している。しかしながら、このことは、日本の方がアメリカよりも死刑宣告について全般的に厳しいことを必然的に意味するわけではない。日本では、死刑対象事件において考慮すべき多くの要素の中でも、被害者の人数がもっとも重要な意味を持つ。被害者数が1名であれば死刑判決は例外的であると考えられてきた⁵⁹⁾。他方アメリカでは、複数の人を殺害した者の多くが答弁取引によって死刑を免れている一方で、1人しか殺していない多くの被告人が陪審によって死刑を宣告されている⁶⁰⁾。

このように、死刑量刑については、被害者数という量刑要素の1つの観点からは、アメリカよりも日本の方がより公正な量刑を行っているように思われる。被害者数は死刑量刑において唯一絶対の判断基準ではないが、非常に重要なファクターであることは確実であり、客観的な比較可能性という点でも注目せざるをえない。

日本では、裁判員裁判を導入した際に、答弁取引の導入を拒絶しただけではなく、被告人が検察の事実についての主張を認めている場合でも、公判におい

-
- 備・公判審理・評議・判決といった一連の刑事裁判手続全体を貫くバックボーンとなるべき理念であるという認識が広がり、概ね共有されるに至ったといえよう。また、公判中心主義の理念に基づき、裁判員を含む裁判体が公判廷で必要な証拠に直接触れ、的確に心証を採ることができる審理を実現するための取組も進められ、公判審理は劇的な変化を遂げた（最高裁判所事務総局 2019: 6）。

こうした、最高裁事務総局による、裁判員裁判全体についての質的評価の妥当性は本稿の射程外にあるが、核心司法と公判中心主義の理念が共有され、公判審理が劇的に変化したという、最高裁自身による認識を確認しておく。

- 59) 註44参照。刑事法的な観点からの裁判員裁判における死刑量刑の問題については数多くの文献がある。本稿では城下 2017 を指摘しておくにとどめる。
- 60) オハイオ州の死刑について、AP 通信によれば、1981年から2002年までに州全体で死刑を科しうる犯罪について1936件の起訴状が提出されたが、そのうち約50%は答弁取引に終わった。そのうち131人は複数の被害者を殺害したとして起訴されていたが、死刑を免れる代わりに有罪答弁をした。同じ期間内に1人の被害者を殺害したとして有罪とされた274人のうち196人は死刑を宣告された。Death Penalty Information Center, Arbitrariness: Prevalence of Plea Bargaining in Death Penalty, <http://www.deathpenaltyinfo.org/node/1464> (last visited Nov. 12, 2019).

て事実認定を行う枠組みを維持した。裁判員裁判が刑事司法の中核にあるとするならば、その周辺的な手続を維持した点で、死刑量刑のあり方への大きな変化を拒絶したのである。

【参考文献】

- 井田良ほか 2012 『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』（司法研究報告書第63輯3号）
- 岩田太 2009 『陪審と死刑：アメリカ陪審制度の現代的役割』（信山社）
- 勝田卓也 2008 「アメリカ陪審制度研究についての一考察（1～2・完）：裁判員制度の導入をめぐる」法学雑誌（大阪市大）54巻4号1774頁，55巻2号633頁
- 2011 『アメリカ南部の法と連邦最高裁』（有斐閣）
- 木谷明 2013 『「無罪」を見抜く：裁判官・木谷明の生き方』岩波書店
- 最高裁判所事務総局 2019 『裁判員制度10年の総括報告書』（http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html（2019年11月12日最終検索））
- 最高裁判所事務総局刑事局 2017 「平成27年における刑事事件の概況（上）」法曹時報69巻2号
- 澤登佳人 1984 「フランス陪審制度に見る近代刑事訴訟法の真髄と陪審なきわが法の惨状」自由と正義35巻13号18頁
- 司法制度改革審議会 2001 『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』（<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdf-dex.html>（2019年11月12日最終検索））
- ジョンソン，デイビッド・T（笹倉香奈訳）2019 『アメリカ人の見た日本の死刑』（岩波新書）
- 城下裕二 2017 「裁判員裁判における死刑選択基準」上石圭一ほか編『現代日本の法過程 宮澤節生先生古稀記念（下）』117頁（信山社）
- 田口真義 2013 『裁判員のあたまの中：14人のはじめて物語』（現代人文社）
- 龍岡資晃 2016 「裁判員制度の導入と刑事裁判」学習院法務研究10号139頁
- 棚瀬孝雄 2003 「刑事陪審と事実認定」『訴訟動員と司法参加：市民の法主体性と司法の正統性』149頁（初出，判例タイムズ603号13頁（1986））
- 辻本典央ほか 2017 「松尾浩也教授と刑事訴訟法理論」近畿大学法学65巻51頁
- 日弁連えん罪原因究明第三者機関ワーキンググループ編著（指宿信監修）2012 えん罪原因を調査せよ：国会に第三者機関の設置を』勁草書房
- 平野龍一 1999 「参審制の採用による「核心司法」を：刑事司法改革の動きと方向」受理スト1148号2頁
- 藤田政博 2017 「日本社会における裁判員制度導入の影響についての一考察：制度導入7年を踏まえて」上石圭一ほか編『現代日本の法過程 宮澤節生先生古稀記念（下）』231頁（信山社）
- 松尾浩也 1999 「私と刑事訴訟法50年」ジュリスト1148号6頁

論 説

- 丸田隆 2014 「アメリカ陪審制度は「危機に瀕した種」になっているか：近時の陪審
審理数の減少について」[2014] アメリカ法13頁
- 三谷太郎 2013 『政治制度としての陪審制：近代日本の司法権と政治』（増補版、
2013）
- Barkan, Steve E. & George J. Bryjak. 2014. Myths and Realities of Crime and Justice:
What Every American Should Know 313 (2d ed.).
- Gastil, John et al. 2010. The Jury and Democracy: How Jury Deliberation Promotes
Civic Engagement and Political Participation (2010). 邦訳として、ジョン・ガステイ
ル他（ダニエル・H・フット監訳）『市民の司法参加と民主主義：アメリカ陪審制
の実証研究』（日本評論社、2016）
- Hans, Valerie P. et al. 2015. The Death Penalty: Should the Judge or the Jury Decide
Who Dies?, 12 Journal of Empirical Legal Studies 70.
- Johnson, David T. 2002. The Japanese Way of Justice: Prosecuting Crime in Japan. 邦
訳として、デイビッド・T・ジョンソン（大久保光也訳）『アメリカ人のみた日本
の検察制度：日米の比較考察』（シュブリンガー・フェアラーク東京、2004）
- Jones, Jeffrey M. 2014. Americans' Support for Death Penalty Stable, Politics, October
23, 2014, [https://news.gallup.com/poll/178790/americans-support-death-penalty-
stable.aspx](https://news.gallup.com/poll/178790/americans-support-death-penalty-stable.aspx) (last visited Nov. 12, 2019).
- Steiker, Carol S. & Jordan M. Steiker. 2016. Courting Death: The Supreme Court and
Capital Punishment.
- Stuntz, William J. 2011. The Collapse of American Criminal Justice.